

## 公立学校共済組合静岡支部保健事業について

---

### 1 支部保健事業の現況と検討委員会の設置

現在、静岡支部の保健事業については、平成 18 年 3 月に示された公立学校共済組合本部の『保健事業実施に関するガイドライン』及び平成 18 年 12 月の『静岡支部保健事業検討委員会報告書』に基づき、生活習慣病等の予防（一次予防）、人間ドック等の健診事業（二次予防）、メンタルヘルスをはじめとした健康づくり事業等の健康管理事業に重点をおいており、心身のリフレッシュ、元気回復等を目的とする一般事業については、その見直しを図り、できる限り物配りの事業を排除し、実施してきた。

その結果、保健事業に係る支部厚生事業費の内訳を見ると、平成 17 年度に健康管理事業が 60.2%、一般事業が 39.8%であった事業費比率が、平成 22 年度の予算段階には、健康管理事業が 86.4%、一般事業が 13.6%という比率となり、健康管理事業に大きくシフトしている状況がうかがえる。

平成 17 年度以降、組合員数の減少や給与の削減等により、保健事業の財源となる福祉財源の減少傾向が続いており、今後も財源的には厳しい見通し(※)となっている。また、組合員の掛金と地方公共団体の負担金からなる財源であるため、その運営についても、県民の理解が得られるよう留意しなければならない。

そうした状況を踏まえ、今年度、静岡支部保健事業検討委員会が設置され、今後の静岡支部保健事業の在り方について、23 年度までの 2 ヶ年で検討を行うこととなった。

なお、今年度に当支部検討委員会と平行して、本部保健事業検討委員会も開催されており、平成 22 年 12 月 16 日にその検討結果の報告書が公立学校共済組合理事長あて提出された。今後本部においては、この報告を受けて保健事業の新事業方針が策定されることとなる。

※関連資料参照

### 2 支部保健事業の今後の方向性

#### (1) 支部保健事業の基本的方向性

本年度は 3 回の検討委員会を開催して、支部保健事業の現状分析を行い、それをもとに今後の支部保健事業の在り方を検討してきた。厳しい財政状況の中で、組合員等の健康増進を推進するために、まず、支部保健事業の基本的方向性を定め、その上で個々の事業についての検討を行い、効率的かつ効果的な事業の実施を図ることとした。

支部保健事業の基本的方向性は、以下のとおりとした。

『限られた事業費の枠の中ではあるが、将来的な医療費増につながる生活習慣病の発病防止（一次予防）、人間ドック事業等による病気の早期発見（二次予防）、そしてメンタルヘルスや生活習慣に着目した健康づくりに関する啓発等事業への更なる充実を図るべく、今後も引き続き健康管理事業にその重点をおいていく。』

一般事業については、組合員のニーズを踏まえつつその意義を見直し、事業の優先順位を付して効率的な事業実施を図る。』

## (2) 今後の検討方針

上記の支部保健事業の基本的方向性を踏まえ、個々の事業について、その現状と課題を認識し、それぞれの事業の意義を見直すとともに、保健事業全体の視野に立って、事業の改廃及び優先順位を検討し、支部保健事業の今後の在り方をまとめていくこととする。

検討に当たっては、本部保健事業検討委員会報告書及び新たに策定される本部の事業方針とのすり合せを行い、支部としての状況も考慮しながら進めていくこととする。

## 3 具体の事業の在り方

個々の事業の在り方については、以下にあげた事項を中心として検討を進めていく。

### **健 診 事 業**

#### (1) 人間ドック事業

ア 対象年齢について、詳細な健診が必要であるとされる年齢層である40歳代の41・43・46歳及び50歳代の51歳が対象となっていない。また、健康に対する意識付けが重要である30歳代は35・38歳のみであり、20歳代は対象となっていない。

人間ドックの必要性や効果の検証等の裏づけと合わせて、対象年齢の再検討が必要である。

イ 人間ドックの費用については現在、1人当たりの検査料金のうち30,000円を共済組合が負担しているが、対象年齢や財源等を鑑み、状況に即した負担額の設定が必要となることから、負担額と全体予算のシミュレーションを行う。

ウ 健診は事業主が実施するべきであるという考えもあるが、全てを実施することは困難な状況（現状では、生活習慣病相当分を事業主が負担している。）であり、受益者負担の増額も検討する必要がある。

#### (2) 脳ドック事業

ア 脳ドックは、46歳、51歳及び55歳以上（55歳以上は定年までに1回）を対象としているが、脳ドックの必要性や効果の検証等が必要である。

イ 脳ドックの費用については、1人当たりの検査料金のうち15,000円を共済組合が負担しているが、対象年齢や財源等を鑑み、状況に即した負担額の設定が必要となってくる。

ウ 人間ドックや生活習慣病と重複する検査項目もあり、人間ドックのオプションとして実施可能かどうかの検討も必要である。

#### (3) 他の器官別健診事業

ア 脳ドック以外の他の器官別健診（PET検査等）の要望もあり、こうした組合員のニーズ等を踏まえ、事業主、共済組合、互助組合それぞれの健診事業について整理・検討する必要がある。

イ 脳ドック同様、人間ドックのオプションとして実施可能なものがあるかどうかの検

討も必要である。

#### (4) 特定健康診査・特定保健指導

- ア 「高齢者の医療の確保に関する法律」により保険者に義務付けられた事業ではあるが、本部における特定健診等事業特別配分額により実施している。今後もこの措置の継続を強く要望する必要がある。
- イ 健診後のフォローアップのひとつである特定保健指導の利用率の向上を図るとともに、その効果の検証についても考えていく必要がある。

### **健康づくり事業**

#### (5) 健康づくり支援事業

- ア 職場の健康づくり支援事業は、より積極的な広報を行うとともに、講演内容等の充実を図る必要がある。
- イ 事業の効果的実施を図るため、教職員体育大会等、他の事業との組み合わせについても、検討を行う必要がある。
- ウ 平成 17 年度に刊行した「教職員のためのメンタルヘルスブック」は、最新の状況に合わせるための改訂を行う必要がある。  
改訂されたメンタルヘルスブック等の刊行物の配付・利用に当たっては、講習会等により意識づけをするなど、有効な方策を検討する必要がある。

### **一般事業**

#### (6) 健康増進・宿泊施設利用事業

- ア 福利厚生事業の一環として、組合員の健康の保持・増進及び心身のリフレッシュを図る目的で実施してきた事業であり、1人当たり 4,000 円相当の利用券を配付しているが、33%前後の利用率となっている。
- イ 利用率が低い状況については、組合員のニーズを調査する必要がある。利用施設の拡充に当たっても、利用しやすい施設を増やすべきである。平成 18 年度から医薬品等の取扱いが廃止されたが、そういうものも必要と考える等の意見もある。
- ウ 今後の事業実施に当たっては、内容や利用施設を検討し、組合員の利用機会が拡充されるような創意工夫が必要である。  
また、今後の事業規模については、財源問題や本部報告書の方向性も加味し、県民の理解を得られる内容となるよう、内容の見直しや規模の逡減を検討する必要がある。

#### (7) 教職員体育大会事業

- ア 教職員体育大会の実施目的は、教職員の健康保持・増進、並びに教職員の親睦の促進であるが、反面学校現場の多忙化の中、地域内の調整が困難であることや運営する世話人の負担感の増大等の課題を抱えていた。
- イ 平成 19 年度の「教職員体育大会検討委員会」の行なった事業見直しにより、単独校開催も可能となり、種目についてもレクリエーション、ニュースポーツ等が追加され

た。参加者についても、非常勤講師、非常勤嘱託員、ALTを対象に含め、公務災害の対象とならない私立学校職員や非常勤職員等の傷害保険加入も大会予算の中で可能となっている。

ウ 現在の実施状況は、義務教育諸学校の参加率が高率である一方、県立学校においては実施地区が固定化し、参加率が低率のまま推移している。

また、職員のケガの発生等により、その後の学校運営に支障をきたす等の課題も抱えている。

エ 教職員同士の親睦が希薄になっている状況の中でよりよい事業とするため、健康づくり支援事業との組み合わせを考えることや、大会費用についても各地区で節約していくなどの工夫や意識付けが必要であり、事業継続の要否や優先順位等について更に協議が必要である。

#### (8) 事務局職員球技大会事業

ア 地方公務員法第42条に基づいて実施されているもので、事務局職員がスポーツを通じて健康や体力の維持・増進や心身のリフレッシュを図り、事務効率の向上に資することを目的とする事業である。

イ 事業の見直しに当たっては、教職員体育大会と連動して検討することが必要である。

#### (9) 教職員芸術祭助成事業

ア 組合員の美術・写真・文芸等の文化活動を振興し、併せて福利厚生事業を推進するための事業であり、各主催団体と協力して実施している。

#### (10) 介護講座事業

ア 介護については、高齢社会の中で組合員の生活を考える上で避けることのできない問題であり、特に在宅介護を行っている者、近い将来に介護を考えなければならない者も多い。組合員の日常生活の安定と生涯生活設計実現のための支援の一環として、在宅介護によって生じる様々な問題を解決するために、実技を取り入れた介護講座が開催されている。

イ 講座参加者からは、継続を強く望む声が多く、検討委員会でも有意義な事業との意見がある。既存の事業を継続することが望ましいと考えられるが、さらに本事業の現状を勘案し、今後の講座内容がよりよいものとなるよう検討する必要がある。

#### (11) ライフプラン講習会事業

ア 組合員が安心して職務に取り組み、退職後も充実した生活が送れるよう、在職中から退職後までを見据えた生涯生活を自ら設計できるよう支援するため、県教育委員会と共済組合が共同開催している。

イ 59歳時に実施する退職直前型は、主として退職に伴う年金等共済組合関係の手続きの説明であり、43歳時の生活充実型と55歳時の退職準備型については、家庭経済・健康管理・生きがい等の講義内容となっている。

ウ 43歳・55歳・59歳の3年齢で悉皆研修として実施しているが、55歳から退職までの間に1回の希望制とすることや、対象年齢で受講者を決定するのではなく希望制にすること等の事業の見直しが必要ではないかとの意見がある。

エ 43歳の講習会については、免許更新時講習の時期と重なる年齢であり、受講者からも対象年齢の見直しを求める声が多い。このため、43歳の講習会については、教職員全体の研修計画やライフサイクルを踏まえ、早急に見直しをする必要がある。

オ 今後の事業内容については、各年代での様々なライフサイクルを考慮し、メンタルヘルスの講習を行う等の工夫が必要である。

## (12) 広報誌等発行事業

ア 共済組合の事業を進めていくうえで、組合員への広報はきわめて重要である。各事業の状況や一次予防の一環としての健康情報の提供等を効果的に組合員に伝えることが必要である。

イ 1人1台パソコンの整備が進められている中、広報誌だけでなく、電子配信やインターネットの利用等、今後わかりやすい広報の方法について検討する必要がある。

## (13) 出産保育事業

ア 高年齢層に厚い事業が多い保健事業であるが、そうした中で比較的若年層を対象とした事業である。また、少子化の進む現在、少子化対策支援という側面も考慮していく必要がある。

イ 事業の持つ性格等を考慮すると、ぜひ継続したいとの意見もある。しかしながら、物配りの事業を排除してきた状況も踏まえ、事業内容の見直しが必要である。

## 新規事業の検討

### (14) 新規事業

ア 支部保健事業の効率的・効果的な実施を図っていくために、必要に応じて新たな事業についての検討も行う。

## 4 今後の予定

### (1) 今後の検討と報告書

当検討委員会としては、本部の保健事業検討委員会報告書や今後策定される新事業方針を踏まえつつ、静岡支部としての状況も考慮しながら、平成23年度も検討を継続し、今後の支部保健事業の在り方について、まとめていくこととする。

平成23年度は、下記日程により計3回の検討委員会を開催し、検討結果についての報告書をまとめ、支部長に提出する予定である。

なお、検討に当たって、財源の問題は欠かすことのできないものであり、本部の保健事業の新事業方針策定に当たっては、財源的な裏付けについても考慮するよう本部に対して要望を続けていく必要がある。

## (2) 平成 23 年度開催予定

### ア 第 4 回（平成 23 年 5 ～ 6 月を予定）

- ・ 公立学校共済組合本部保健事業の方針の説明
- ・ 検討内容

本部方針と支部保健事業の在り方の方向性のすり合わせ  
今後の支部保健事業の在り方

### イ 第 5 回（平成 23 年 7 月～ 8 月を予定）

- ・ 検討内容

今後の支部保健事業の在り方  
検討委員会報告書原案

### ウ 第 6 回（平成 23 年 10 月を予定）

- ・ 検討内容

検討委員会報告書

### エ 報告書の提出（平成 23 年 10 月を予定）

- ・ 支部保健事業検討委員会から支部長へ検討結果の報告書を提出

## 第一 保健事業の現状と課題

### 1 平成21年度決算等から見た現状

- (1) 一般事業から健康管理事業への資金シフトが顕著
- (2) 人間ドックは泊ドックから1日ドックへシフト
- (3) 被扶養者に対し人間ドック又は器官別検診を実施している支部は22支部
- (4) 健康づくり事業は、健康教育・指導関係が全体の6割占めるが、健康相談事業の構成割合が増加傾向
- (5) 一般事業は、保養関係・体育関係及び文化・教養関係があるが、事業費の関係から逡減傾向
- (6) 地方公共団体等からの補助金は、全体としては減少傾向
- (7) 支部において担当者の負担となっている業務は、特定健診等に係る業務、事業主との調整、人間ドック等に係る業務等

### 2 保健事業における主な課題

- (1) 事業主健診と人間ドックとの調整については、特に法令上の定めはなく、十分な調整が取れていない。また、健診結果に基づく事後指導（フォローアップ）についても、現状は十分なものとはいえない。
- (2) 特定健診の受診率については、目標値を達成することができたが、特定保健指導の実施率は目標値を達成できなかった。
- (3) 若年組合員・被扶養者に対する健康管理事業は、一部の支部では行われているが、全体としては概ね40歳以上の組合員を対象として人間ドック等を実施している支部が大半である。
- (4) 多くの支部においては、厳しい財政状況の中で、十分な職員を確保することが困難である一方、特定健診等をはじめとする健康管理事業に関する事務が拡大し、職員の負担となっている。
- (5) 健診情報を経年的に管理しているところは極めて少なく、全体としては事業を実施した後の効果検証を行う環境が整っていない。

## 第二 保健事業の今後の在り方

### 1 保健事業の方向性

- (1) 医療保険者の視点に基づく保健事業の実施  
保健事業の充実、健康増進等の推進→短期給付の予防給付的な措置  
共済組合の健全な財政運営、医療費の適正化
- (2) 国の健康増進策への対応  
一次予防に重点を置いた取組  
ライフステージや性差に応じた健康増進の取組  
がん検診やがん予防のための健康教育等の拡充  
医療保険分野のIT化への対応←健診情報とレセプト情報の有効活用

## 2 基本的考え方

### (1) 健康管理事業

前記の事業の方向性に沿って、引き続き健康管理事業を中心に事業を展開すべきである。

健診事業については、国等の指針に従って、事業主等と十分な連携を図りながら推進する。

健康づくり事業は、引き続き健康教育、健康相談、メンタルヘルス対策等を通じて組合員等の健康増進等を推進する。

特定健診事業については、生活習慣病の予防を推進するため、引き続き実績の向上に向けて取り組む。

### (2) 一般事業

一般事業については、保健事業の趣旨を勘案の上、各支部の固有の事情にも十分配慮しながら、引き続き必要性及び優先順位を検討し、見直しを行うべきである。

## 3 具体的対応

### (1) 効果的な健康管理事業の実施

健康管理事業を通じて組合員等の生活習慣病等の発症予防の推進

#### ① 組合員の健康管理の基盤となるのは、事業主健診

共済組合は、事業主健診で実施されない検査や組合員のニーズが高い検査など検査項目を見直ししながら、組合員の健康増進等が図れるよう人間ドック等の受診機会を提供。

#### ② 被扶養者の健診は市町村が実施するがん検診と特定健診が基盤

共済組合は、市町村が実施する健診を補完するため、人間ドック等の受診機会の提供や健康づくり事業を実施し、健康増進等を図る。

#### ③ 特定健診の対象とならない若年層の組合員への対応

事業主健診等の情報やレセプト情報の分析・活用も検討し、健康セミナー、健康相談、健康指導等の健康づくり事業により一次予防を推進する。

#### ④ 健診後のフォローアップ

これまで十分な対応が行われてこなかったが、試行により一定の効果が認められたので、今後は費用対効果を見極めながら、実施に向けて検討に着手すべきである。

### (2) 特定健診等の実績向上

事業主健診の情報提供が円滑に行われるよう、調整を行い、受診率の向上を図る。

被扶養者の特定健診については、他の検診と併せて行い、受診者の利便性を高めるなどして、受診を促す環境づくりを推進する。

特定保健指導についても、一次予防を推進するため、実施機関の確保、利用機会の提供方法の工夫及び広報による制度の周知を行い、利用促進を図る。

### (3) 泊ドックから1日ドックへの移行

人間ドックについては、1日ドックを基本とし、泊ドックについてはやむを得ない事情の場合のみ実施することとし、段階的に泊ドックから1日ドックへの移行を進める。

#### (4) 人間ドックの直営病院モデルの検討

直営病院における人間ドックの検査項目について、保健事業として実施すべきモデルを検討する必要がある。

#### (5) 自己負担の見直し

特定健診等及び人間ドック等の自己負担の在り方については、特定健診等制度の抜本的改正が行われる機会に開かれる次回の保健事業検討委員会で、一定の結論が得られるよう、本部と支部が連携を図り、各支部が共有できる考え方を整理する必要がある。

##### ① 特定健診等の自己負担

特定健診等については、その定着を図るため自己負担を徴収せずに実施してきたが、財源確保のため一定水準の自己負担を導入せざるを得ない。しかし、現状の実績を考慮し、現在の取扱いを継続して受診者の拡大を図る。特定健診等の自己負担については、上記の機会に見直しを行う。

##### ② 人間ドック等の自己負担

人間ドック等の自己負担についても、財源確保のため一定水準の負担を求めていくことはやむを得ない。共済組合全体の視点に立てば、各支部の目安となる一定の負担水準を設けることが望ましい。しかし、各支部の事情を考慮すると、この目安を直ちに設定することは困難な情勢であるので、各支部は今後も自己負担の在り方について検証し、適切に対応すべきである。

#### (6) 一般事業の見直し

限られた財源の中で、健康管理事業の内容を今後とも維持又は拡充していくためには、引き続き一般事業の見直しによりその事業資金を健康管理事業にシフトしていかざるを得ない状況にある。

この見直しに当たっては、少子高齢化の進展を背景として組合員等から要望の高い事業（介護・育児支援、生活設計支援等）について、事業全体の見直しの中で必要な財源を確保し、その充実に努めるとともに、一人当たり福祉財源額の水準を大きく超えるようなサービスの提供や記念品等の物配りの事業については、保健事業の趣旨に鑑み、財源の有効活用や組合員のニーズも勘案してこれらの事業を継続していくことが必要であるかどうか検討すべきである。なお、継続が必要と認められる場合であっても、サービス内容を見直し、公平性の確保にも配慮しながら実施することが適当である。

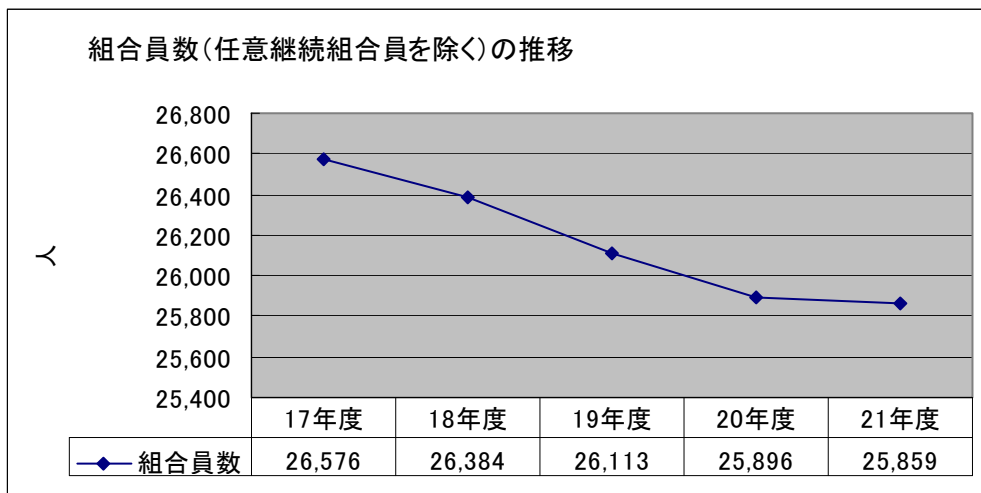
#### まとめ

本部は、この報告書の趣旨に沿って、支部及び直営病院と十分連携を図りながら、ガイドラインに代わる新たな事業方針を策定するとともに、スケールメリットを活用した新たな事業や、健診情報等を有効活用する事業について、中長期的な見地から検討を進めていく必要がある。

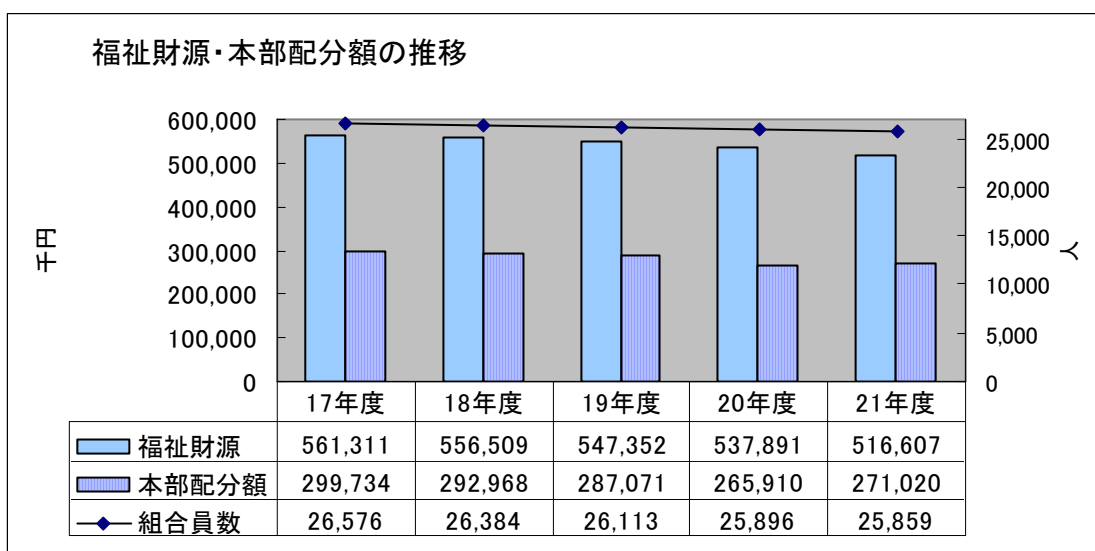
支部は、この事業方針に沿って、事業主等との相互連携のもとで保健事業の見直しを検討し、順次実施していくとともに、特に健康管理事業については、事業効果の不断の検証を行いながら、組合員等の健康増進等を推進していくことが必要である。

## 保健事業財源の推移に関する資料

### 1 組合員数の推移



### 2 福祉財源・本部配分額の推移

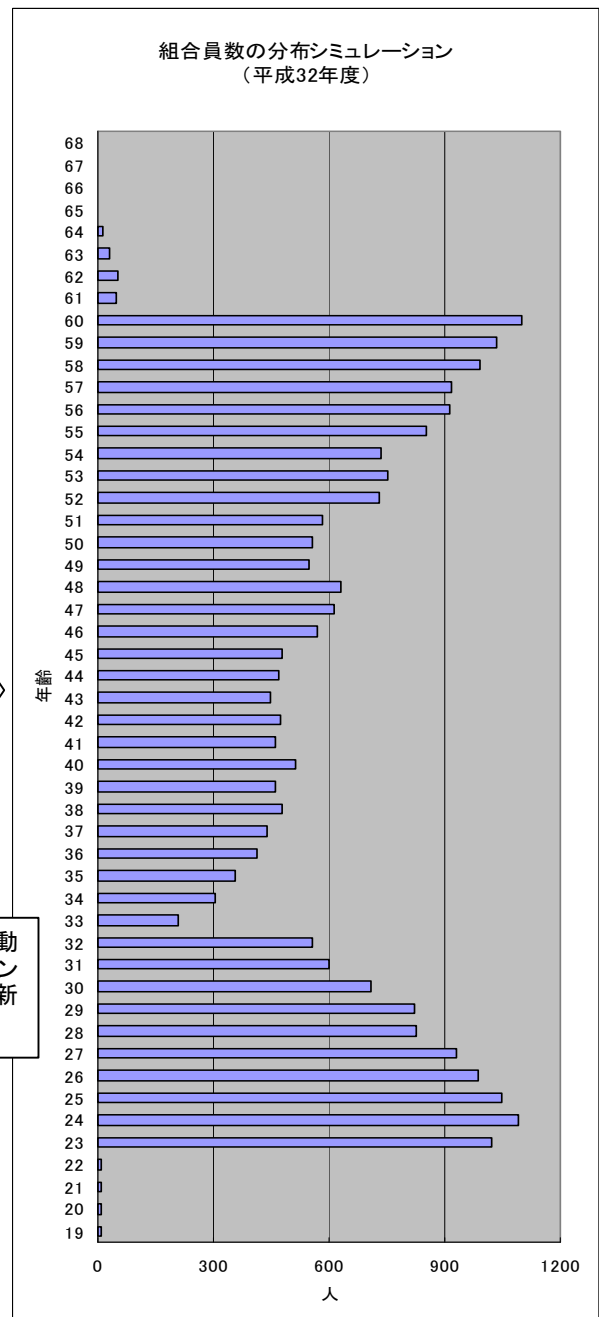
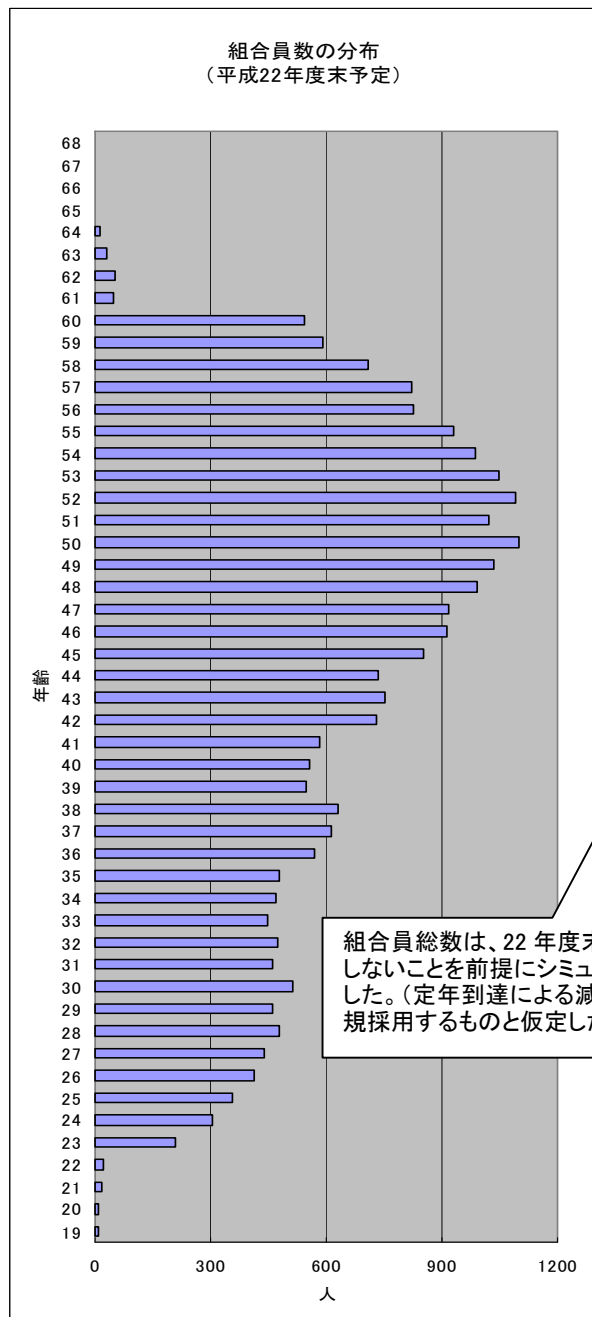
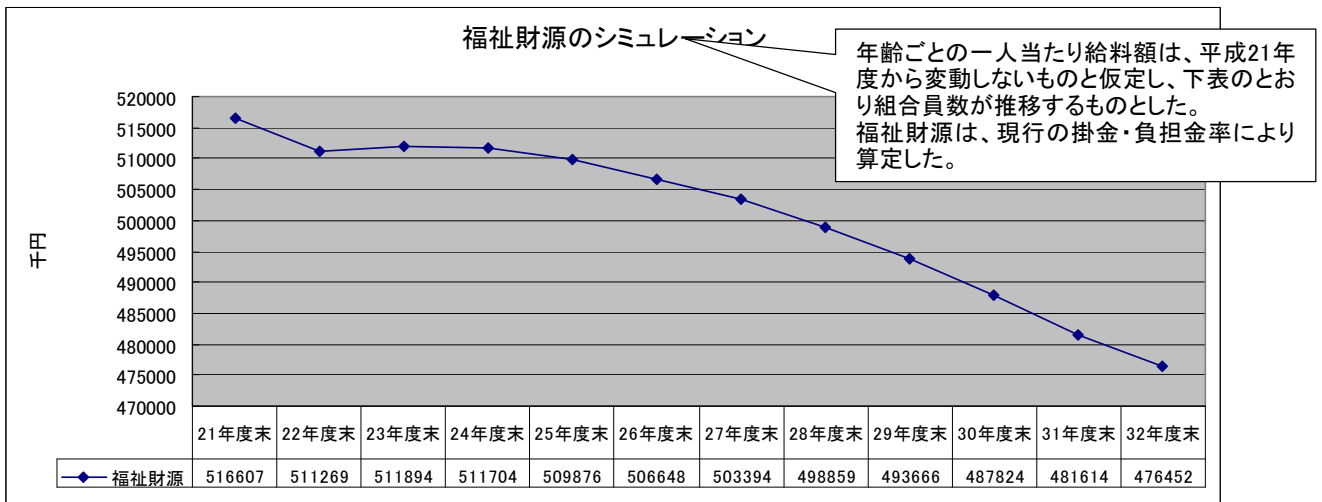


- ※ 福祉財源は、静岡支部の短期掛金・負担金収入を福祉財源率で按分した。
- ※ 本部からの配分額は、支部職員の人件費調整額及び特定健診に係る配分額を除く。
- ※ 本部において福祉財源の各経理への配分が見直され、21年度については微増している。

### 3 給与改定の概要（掛金等の算定に影響のある改定）

平成17年度	月例給△0.31%・期末勤勉手当+0.05月
平成18年度	給与構造改革による給料表の切替え（給料水準の引下げ等）
平成19年度	月例給+0.37%・特例給料月額0.9%の支給、期末勤勉手当+0.05月
平成21年度	月例給△0.18%・特例給料月額△0.05%・18年度給料水準引下げに伴う経過措置額の引下げ（△0.18%）、期末勤勉手当△0.35月
平成22年度	月例給△0.14%・特例給料月額△0.09%・18年度給料水準引下げに伴う経過措置額の引下げ（△0.17%）、期末勤勉手当△0.2月

#### 4 静岡支部の今後の福祉財源について（シミュレーション）



組合員総数は、22年度末から変動しないことを前提にシミュレーションした。(定年到達による減少分は新規採用するものと仮定した)